

## 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案（概要）

### 1. 趣旨

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）では、化学物質であって、製造の許可、譲渡時の情報提供等の規制対象とすべきものについて政令で定めるとされている。また、当該規制の対象となっていない化学物質についても、健康障害を労働者に及ぼすおそれのあるものについては、労働者の当該物質へのばく露の状況等の情報に基づき、国が定期的にはリスク評価等を行い、その上で、必要な規制を行っている。

今般、新たに「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、上記のリスク評価等により労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、労働者の化学物質へのばく露防止措置や健康管理を推進するため、労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）について、「2019年度化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（令和2年2月10日報告書公表）の議論を踏まえ、所要の改正を行うこととする。

※ 特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）、作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）等の改正も併せて行いますので、「特定化学物質障害予防規則及び作業環境測定法施行規則の一部を改正する省令案」及び「作業環境評価基準等の一部を改正する告示案」に関するパブリックコメントにつきましても、併せてご覧下さい。

### 2. 政令案の内容

#### （1）特定化学物質の追加

特定化学物質（第2類物質）に、「溶接ヒューム」を追加するとともに、「マンガ及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」の「（塩基性酸化マンガンを除く。）」を削除（※）する。

※ この結果、溶接ヒューム塩基性酸化マンガに係る業務について、新たに作業主任者の選任（法第14条関係）、作業環境測定の実施（法第65条関係。塩基性酸化マンガに係る業務に限る。）及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施（法第66条第2項前段関係）が必要となる。

#### （2）溶接ヒュームに係る作業環境測定の適用除外

特定化学物質（第2類物質）に適用される規制のうち、作業環境測定を行うべき作業場については、溶接ヒュームに係る作業を行う屋内作業場を除くこととする。

### 3. 根拠条文

法第14条、第31条の2、第65条第1項、第66条第2項及び第113条

### 4. 施行期日等

公布日：令和2年4月中旬（予定）

施行期日：令和3年4月1日